

I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2022年4月1日現在

~2022年5月1日

2022年5月2日~

目次 (略)

第1章~第5章 (略)

第6章 損害賠償

第24条 (略)

目次 (略)

第1章~第5章 (略)

第6章 損害賠償

第24条 (略)

(責任の制限)

第24条の2 共通編第38条(責任の制限)第1項の場合において、当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る次に掲げる料金(料金表第1表に規定する付加機能利用料(SMS通信料(海外への送信、国際ローミング利用時の送信及び船舶または航空機からの送信に限ります。))に係るものに限ります。))を除きます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表に規定する利用料

(2) 料金表第1表に規定する利用料の加算額及び当社が別に定める加算額(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。))

2 共通編第38条第1項及び第1項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

～2022年5月1日	2022年5月2日～
<p>第7章 雑則</p> <p>(第2種契約者からの通知)</p> <p>第25条 第2種契約者は、接続契約者回線等、光アクセス回線(料金表第1表(料金))に規定するタイプ3であってOCN光withフレッツ利用規約を締結するもの及びタイプ8を除きます。以下本条において同じとします。)、DSL回線について、第8条(第2種契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p>	<p>(注1) <u>第1項第2号に規定する当社が別に定める加算額は、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の加算額とします。</u></p> <p>(注2) <u>第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、第2種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。</u></p> <p>(注3) <u>第1項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p>第7章 雑則</p> <p>(第2種契約者からの通知)</p> <p>第25条 第2種契約者は、接続契約者回線等、光アクセス回線(料金表第1表(料金))に規定するタイプ3であってOCN光withフレッツ利用規約を締結するもの及びタイプ8を除きます。以下本条において同じとします。)、DSL回線について、第8条(第2種契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。<u>第2種契約者がその通知を行わなかった場合は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。その場合であっても第18条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の規定により、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。</u></p>

～2022年5月1日	2022年5月2日～
<p>2 第2種契約者は、特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の提供する光アクセス回線について、特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者が特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の契約約款及び料金表の規定により品目又は細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行った場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p> <p>3 <u>第2種契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。</u></p> <p>4 <u>第2種契約者は、前項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの接続が出来ない状態であっても、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。</u></p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 接続契約者回線等、光アクセス回線又はDSL回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更</p> <p>(2) 接続契約者回線等、光アクセス回線又はDSL回線に係る契約の解除</p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の提供</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>2 第2種契約者は、特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の提供する光アクセス回線について、特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者が特定協定事業者又は当社以外の光コラボレーション事業者の契約約款及び料金表の規定により品目又は細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行った場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。<u>第2種契約者が前項に規定する通知を行わなかった場合は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。その場合であっても、第2種契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いを要します。</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 接続契約者回線等、光アクセス回線又はDSL回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更</p> <p>(2) 接続契約者回線等、光アクセス回線又はDSL回線に係る契約の解除</p> <p>第26条～第27条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の提供</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

～2022年5月1日	2022年5月2日～
<p>4 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与 (1)～(9) (略)</p> <p>(9) 第2種契約者(タイプ6-3のコース1に係る者に限ります。)は、SMS通信機能付き契約者カードまたは音声通話機能付き契約者カードの貸与を選択することができます。SMS通信機能付き契約者カードを選択する場合、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に定める利用料を適用します。</p>	<p>(11) 当社は、<u>移動無線装置を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により移動無線装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その移動無線装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して96時間以上その状態が連続したときに限り、その第2種契約者の損害を賠償します。</u></p> <p>(12) (11)の場合において、当社は、<u>移動無線装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限りです。)</u>について、<u>24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその移動無線装置の移動無線装置使用料を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p>(13) <u>当社の故意又は重大な過失により移動無線装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(11)及び(12)の規定は適用しません。</u></p> <p>4 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与 (1)～(9) (略)</p> <p>(9) 第2種契約者(タイプ6-3のコース1に係る者に限ります。)は、SMS通信機能付き契約者カードまたは音声通話機能付き契約者カードの貸与を選択することができます。SMS通信機能付き契約者カードを選択する場合、<u>料金表第1表(料金)</u>に定める利用料を適用します。</p> <p>(10) 当社は、<u>契約者カードを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により契約者カードに障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その契約者カードが全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して96時間以上その状態が連続したときに限り、その第2種契約者の損害を賠償します。</u></p>

～2022年5月1日	2022年5月2日～
<p>4の2 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与 (1)～(8) (略)</p> <p>5 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供</p>	<p>(11) <u>(10)の場合において、当社は、契約者カードが全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者カードの契約者カード使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p>(12) <u>当社の故意又は重大な過失により契約者カードに障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(10)及び(11)の規定は適用しません。</u></p> <p>4の2 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの追加貸与 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>当社は、契約者カードを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により契約者カードに障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その契約者カードが全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して96時間以上その状態が連続したときに限り、その第2種契約者の損害を賠償します。</u></p> <p>(10) <u>(9)の場合において、当社は、契約者カードが全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者カードの契約者カード使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p>(11) <u>当社の故意又は重大な過失により契約者カードに障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(9)及び(10)の規定は適用しません。</u></p> <p>5 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供</p>

～2022年5月1日

2022年5月2日～

(1)～(9) (略)

(1)～(9) (略)

(10) 当社は、端末設備を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により端末設備に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その端末設備が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して96時間以上その状態が連続したときに限り、その第2種契約者の損害を賠償します。

(11) (10)の場合において、当社は、端末設備が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその端末設備の端末設備使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(12) 当社の故意又は重大な過失により端末設備に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(10)及び(11)の規定は適用しません。

6 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(21) (略)	(略)

6 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1)～(21) (略)	(略)

～2022年5月1日	2022年5月2日～
<p>(22) <u>請求書等発行に関する料金の適用</u></p> <p><u>ア 当社は、請求書又は口座振替通知書の発行の場合には、1の請求書の発行又は1の口座振替通知書の発行ごとに請求書等の発行に関する料金を適用します。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、請求書等の発行に関する料金を適用しません。</u></p> <p><u>(ア) 当社のホームページ</u></p> <p><u>(http://www.ntt.com/tariff/comm/) にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるいずれかのサービス（当社が別に定めるサービスを除きます。）の料金又は個別契約等の料金と第2種契約に係る料金を一括して請求しているとき</u></p> <p><u>(イ) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社に係る債権を一括して請求しているとき</u></p> <p><u>(ウ) 当社が第2種契約の申込みを承諾した日を含む料金月から起算して4料金月以内に請求書又は口座振替通知書が発行されたとき</u></p> <p><u>(エ) 当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行うとき</u></p> <p><u>(注1) アの（ア）に規定する当社が別に定めるサービスは、次表に掲げる契約約款又は利用規約に定めるサービスとします。</u></p>	<p>(22) <u>削除</u></p>

～2022年5月1日

2022年5月2日～

削除

ウイルス検知・駆除サービス利用規約

削除

電話等サービス契約約款（別記2の5 区分1(1)及び
区分6で定めるものに限りませ。）

パケット交換サービス契約約款（第3種パケット交換
サービスに限りませ。）

ビリングステーション利用規約

ファクシミリ通信網サービス契約約款（第1種ファク
シミリ通信網サービス及び第5種ファクシミリ通信網
サービスに限りませ。）

削除

マイアドレスプラス利用規約

削除

迷惑メールブロックサービス利用規約

ユーザーサポートプラン利用規約

削除

OCNマイポケット利用規約

マイポケット利用規約

マイセキュア利用規約

マイポケットプラス利用規約

～2022年5月1日

2022年5月2日～

[削除](#)

[ドリームネット利用規約](#)

[マイプレミアムサポート利用規約](#)

[OCNリモートサポートサービス利用規約](#)

[テレビオプション伝送サービス利用規約](#)

[OCNプレミアムサポートサービス利用規約](#)

[CoDenペイメント利用規約（利用先固定型）](#)

[IP通信網サービス契約約款（第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに限ります。）](#)

[削除](#)

[OCN 光 with フレッツ利用規約](#)

[OCNペイオン利用規約](#)

[OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約](#)

[あんしんモバイルパックサービス利用規約](#)

[おまかせマルチパック（F）サービス利用規約](#)

[OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティ](#)

[テレビオプション利用規約](#)

～2022年5月1日

2022年5月2日～

(注2) アの(エ)に規定する当社が別に定める当社の都合
又は当社が真にやむを得ないと認める理由とは次に掲げ
るものとします。

a 当社のサービスの仕様又は技術上の都合によりインタ
ーネットによる料金明細を確認できないとき

b 点字請求書の発行等社会通念上やむを得ないと認めら
れるとき

イ 当社は、請求書又は口座振替通知書の再発行の場合
(当社が別に定める場合に限ります。)には、1の請求
書又は口座振替通知書の再発行の請求ごとに請求書等の
再発行に関する料金を適用します。ただし、次に掲げる
条件 のいずれかに該当する場合は、請求書等の再発行に
関する料金を適用しません。

(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権を請求している
とき

(イ) 当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを
得ないと認める理由により請求書の再発行を行うとき

～2022年5月1日

2022年5月2日～

(注1) [本欄イに規定する当社が別に定める場合は、当社のホームページ \(http://www.ntt.com/tariff/comm/\)にて公表する次表に掲げる契約約款又は利用規約に定めるサービスに係る請求書又は口座振替通知書を再発行する場合をいいます。](#)

[ウイルス検知・駆除サービス利用規約](#)

[電話等サービス契約約款 \(別記2の5 区分1\(1\)及び区分6で定めるものに限ります。\)](#)

[ビリングステーション利用規約](#)

[ファクシミリ通信網サービス契約約款 \(第1種ファクシミリ通信網サービス及び第5種ファクシミリ通信網サービスに限ります。\)](#)

[マイアドレスプラス利用規約](#)

[迷惑メールブロックサービス利用規約](#)

[ユーザーサポートプラン利用規約](#)

[OCNマイポケット利用規約](#)

[マイポケット利用規約](#)

[マイセキュア利用規約](#)

[マイプレミアムサポート利用規約](#)

[OCNリモートサポートサービス利用規約](#)

[テレビオブション伝送サービス利用規約](#)

～2022年5月1日

2022年5月2日～

[OCNプレミアムサポートサービス利用規約](#)

[IP通信網サービス契約約款（第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに限ります。）](#)

[OCN 光 with フレッツ利用規約](#)

[OCNペイオン利用規約](#)

[OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約](#)

[あんしんモバイルバックサービス利用規約](#)

[おまかせマルチパック（F）サービス利用規約](#)

[OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約](#)

[（注2） イの（イ）に規定する当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由とは次に掲げるもの とします。](#)

[a 当社のサービスの仕様又は技術上の都合によりインターネットによる料金明細を確認できないとき](#)

[b 点字請求書の発行等社会通念上やむを得ないと認められるとき](#)

[c 請求書等が不達であるとき](#)

[d 請求書等の情報に変更が生じたとき](#)

～2022年5月1日		2022年5月2日～	
(23)～(27) (略)	(略)	(23)～(27) (略)	(略)
(28) <u>S I Mカード 手配料の適用</u>	<u>1-2-9 (S I Mカード手配料) に規定するS I Mカード 手配料は、第2種契約者(タイプ6-3のコース1のメニュー -1に係る者に限ります。)に貸与する1の契約者カードご とに適用します。</u>	(28)	<u>削除</u>
		<u>(29) S M S通信料 の適用</u>	<u>1 当社は、別記4 (第2種オープンコンピュータ通信網サ ービスに係る契約者カードの貸与) の(9)に係る契約にあ たって、ショートメッセージ通信モードによる通信機能に 係る通信回数は、当社の機器により測定し、当該通信回数 とS M S通信料の規定に基づいて算出したS M S通信料を 適用します。</u>
			<u>2 第2種契約者 (別記4 (第2種オープンコンピュータ通 信網サービスに係る契約者カードの貸与) の(9)に係る者 に限ります。) がS M S通信を行った場合、S M S通信を 行った月の翌々月にS M S通信料の支払いを要します。</u>
			<u>3 当社は、70文字 (半角英数字のみの場合は160文字とし ます。) を超えたメッセージの送信が行われた場合は、文 字数に応じてメッセージを分割して伝送するものとし、そ の分割されたメッセージごとにこの機能に係るS M S通信 料を適用します</u>

～2022年5月1日

2022年5月2日～

1-2-6 請求書等の発行に関する料金

(1) 請求書等発行手数料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
請求書等発行手数料	<u>1の請求書につき</u>	<u>150円 (165円)</u>
料	<u>1の口座振替通知書につき</u>	<u>100円 (110円)</u>

(2) 請求書等再発行手数料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
請求書等再発行手数料	<u>1の再発行の請求につき</u>	<u>500円 (550円)</u>

1-2-7～1-2-8 (略)

1-2-9 SIMカード手配料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>SIMカード手配料</u>	<u>第2種契約(タイプ6-3のコース1のメニュー1に係るものに 限ります。)に貸与する1の契約 者カードごとに適用</u>	<u>394円 (433.4円)</u>

2 当社は、1の第2種契約につき1の折り返し通信機能を提供します。
3 当社は、第2種契約者(タイプ8のコース1のプラン13からプラン24若しくはプラン26、又はコース3のプラン13からプラン24に係る者に限りま
す。)から請求があった場合、その1の第2種契約につき9つまでの折り返し通信機能を提供します。

1-2-6 削除

1-2-7～1-2-8 (略)

1-2-9 削除

～2022年5月1日

2022年5月2日～

備考

- 1 第2種契約者(タイプ6-3のコース1のメニュー1のものに限ります。)の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月にSIMカード手配料の支払いを要します。
- 2 第15条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除を行った場合は、この欄に規定する料金を適用せずに、株式会社NTTドコモが定める卸携帯電話サービス契約約款に定めるUSIMカードの貸与に係る費用を適用します。

1-2-10 (略)

1-2-11 SMS通信料

<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>受信</u>		<u>二</u>	<u>0円</u>
<u>送信</u>	<u>国内への送信</u>	<u>1 暦月に行ったSMSの送信回数が6回目以降1回ごとに</u>	<u>3円(3.3円)</u>
	<u>海外への送信</u>	<u>1 送信ごとに</u>	<u>50円(免税)</u>
	<u>国際ローミング利用時の送信</u>	<u>1 送信ごとに</u>	<u>100円(免税)</u>
	<u>船舶または航空機からの送信</u>	<u>1 送信ごとに</u>	<u>170円(不課税)</u>

～2022年5月1日

2022年5月2日～

第2 (略)

第2 (略)

第2表 (略)

第2表 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金

第1 (略)

第2 特定加入者回線に係る屋内配線利用

第2 削除

1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>屋内配線利用料の適用</u>	<u>1 当社は特定加入者回線（DSL回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。</u> <u>ア 特定加入者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</u> <u>イ 1のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線</u>
	<u>2 屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u>

2 料金額

～2022年5月1日

2022年5月2日～

月額

区 分	単 位	料金額
屋内配線利用料	1の特定加入者回線ごとに	60円 (66円)

3 屋内配線の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料金額
屋内配線の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第3 SMS通信料

区 分	内 容
SMS通信料の適用	当社は、別記4（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与）の(9)に係る契約にあたって、ショートメッセージ通信モードによる通信機能に係る通信回数は、当社の機器により測定し、当該通信回数とSMS通信料の規定に基づいて算出したSMS通信料を適用します。

1 削除

2 第2種契約者（別記4（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与）の(9)に係る者に限ります。）がSMS通信を行った場合、SMS通信を行った月の翌々月にSMS通信料の支払いを要します。

第3 削除

～2022年5月1日

2022年5月2日～

3 [当社は、70文字（半角英数字のみの場合は160文字とします。）を超えたメッセージの送信が行われた場合は、文字数に応じてメッセージを分割して伝送するものとし、その分割されたメッセージごとにこの機能に係るSMS通信料を適用します。](#)

4 [削除](#)

2 [削除](#)

3 [SMS通信料](#)

区分	単位	料金額	
受信	二	0円	
送信	国内への送信	1 歴月に行ったSMSの送信回数が6回 目以降 1 回ごとに	3円(3.3円)
	海外への送信	1 送信ごとに	50円(免税)
	国際ローミング利用時の送信	1 送信ごとに	100円(免税)
	船舶または航空機からの送信	1 送信ごとに	170円(不課税)

第4～5 (略)

第6 [折り返し通信機能に係る利用料及び工事料](#)

1 [適用](#)

区分	内容

第4～5 (略)

第6 [折り返し通信機能に係る工事料](#)

1 [適用](#)

区分	内容

～2022年5月1日

2022年5月2日～

折り返し通信機能
に係る利用料及び
工事料

当社は、[第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1又はコース3に係るものに限り、）の折り返し通信機能の提供にあたって、折り返し通信機能利用料及び工事料を適用します。](#)

折り返し通信機能に
係る工事料

当社は、[折り返し通信機能の提供にあたって、光アクセス回線と接続し、複数の自営端末設備との通信を可能とするための工事料を折り返し通信機能に係る工事料として適用します。](#)

1 [当社は、折り返し通信機能に係る利用料及び工事料を適用するにあたって、次表のとおり定めます。](#)

<u>種別</u>	<u>内容</u>
<u>折り返し通信機能利用料</u>	1の契約者識別番号につき利用することとなる1の折り返し通信機能について適用するもの
<u>追加ネーム利用料</u>	1の契約者識別番号につき利用することとなる1の折り返し通信機能を除く他の折り返し通信機能について適用するもの
<u>工事料</u>	光アクセス回線と接続し、複数の自営端末設備との通信を可能とするための工事

2 [当社は、1の第2種契約につき1の折り返し通信機能を提供します。](#)

3 [当社は、第2種契約者（タイプ8のコース1のプラン13からプラン24若しくはプラン26、又はコース3のプラン13からプラン24に係る者に限り、）から請求があった場合、その1の第2種契約につき9つまでの折り返し通信機能を提供します。](#)

2 料金額

月額

～2022年5月1日

2022年5月2日～

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>折り返し通信機能利用料</u>	<u>1の契約者識別符号利用することとなる1の折り返し通信機能</u>	<u>無料</u>
<u>追加折り返し通信機能利用料</u>	<u>追加する1のネームごとに</u>	<u>100円(110円)</u>

3 折り返し通信工事料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>折り返し通信工事料</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>2,000円 (2,200円)</u>

第7 (略)

2 工事料

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>折り返し通信工事料</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>2,000円 (2,200円)</u>

第7 (略)

第8 請求書等の発行手数料

1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>請求書等の発行手数料の適用</u>	<u>当社は、請求書又は口座振替通知書の発行の場合には、1の請求書の発行又は1の口座振替通知書の発行ごとに請求書等の発行に関する料金を適用します。</u>

次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、請求書等の発行手数料を適用しません。

～2022年5月1日

2022年5月2日～

- 1 <http://www.ntt.com/tariff/comm/>にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるいずれかのサービス（当社が別に定めるサービスを除きます。）の料金又は個別契約等の料金と第2種契約に係る料金を一括して請求しているとき
- 2 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社に係る債権を一括して請求しているとき
- 3 当社が第2種契約の申込みを承諾した日を含む料金月から起算して4料金月以内に請求書又は口座振替通知書が発行されたとき
- 4 当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行うとき

(注1) [1に規定する当社が別に定めるサービスは、次表に掲げる契約約款又は利用規約に定めるサービスとします。](#)

[ウイルス検知・駆除サービス利用規約](#)

[電話等サービス契約約款（別記2の5区分1\(1\)及び区分6で定めるものに限りま](#)
[す。）](#)

[パケット交換サービス契約約款（第3種パケット交換サービスに限りま](#)
[す。）](#)

[ビリングステーション利用規約](#)

[ファクシミリ通信網サービス契約約款（第1種ファクシミリ通信網サービス及び第5種ファクシミリ通信網サービスに限りま](#)
[す。）](#)

[マイアドレスプラス利用規約](#)

～2022年5月1日

2022年5月2日～

[迷惑メールブロックサービス利用規約](#)

[ユーザーサポートプラン利用規約](#)

[OCNマイポケット利用規約](#)

[マイポケット利用規約](#)

[マイセキュア利用規約](#)

[マイポケットプラス利用規約](#)

[ドリームネット利用規約](#)

[マイプレミアムサポート利用規約](#)

[OCNリモートサポートサービス利用規約](#)

[テレビオプション伝送サービス利用規約](#)

[OCNプレミアムサポートサービス利用規約](#)

[CoDenペイメント利用規約（利用先固定型）](#)

[IP通信網サービス契約約款（第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに限ります。）](#)

[OCN 光 with フレッツ利用規約](#)

[OCNペイオン利用規約](#)

[OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約](#)

[あんしんモバイルバックサービス利用規約](#)

[おまかせマルチパック（F）サービス利用規約](#)

～2022年5月1日

2022年5月2日～

[OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約](#)

[\(注2\) 4に規定する当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由とは次に掲げるものとします。](#)

[\(1\) 当社のサービスの仕様又は技術上の都合によりインターネットによる料金明細を確認できないとき](#)

[\(2\) 点字請求書の発行等社会通念上やむを得ないと認められるとき](#)

[請求書等の再発行手数料の適用](#)

[当社は、請求書又は口座振替通知書の再発行の場合（当社が別に定める場合に限り。）には、1の請求書又は口座振替通知書の再発行の請求ごとに請求書等の再発行に関する料金を適用します。](#)

[次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、請求書等の再発行手数料を適用しません。](#)

[1 請求事業者が当社から譲渡した債権を請求しているとき](#)

[2 当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由により請求書の再発行を行うとき](#)

[\(注1\) 本欄に規定する当社が別に定める場合は、当社のホームページ](#)

[\(http://www.ntt.com/tariff/comm/\)にて公表する次表に掲げる契約約款又は利用規約に定めるサービスに係る請求書又は口座振替通知書を再発行する場合は、をいいます。](#)

[ウイルス検知・駆除サービス利用規約](#)

～2022年5月1日

2022年5月2日～

[電話等サービス契約約款（別記2の5区分1\(1\)及び区分6で定めるものに
限ります。）](#)

[ビリングステーション利用規約](#)

[ファクシミリ通信網サービス契約約款（第1種ファクシミリ通信網サービス
及び第5種ファクシミリ通信網サービスに限ります。）](#)

[マイアドレスプラス利用規約](#)

[迷惑メールブロックサービス利用規約](#)

[ユーザーサポートプラン利用規約](#)

[OCNマイポケット利用規約](#)

[マイポケット利用規約](#)

[マイセキュア利用規約](#)

[マイプレミアムサポート利用規約](#)

[OCNリモートサポートサービス利用規約](#)

[テレビオブション伝送サービス利用規約](#)

[OCNプレミアムサポートサービス利用規約](#)

[IP通信網サービス契約約款（第2種オープンコンピュータ通信網サービ
ス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種
ドットフォンサービスに限ります。）](#)

[OCN 光 with フレッツ利用規約](#)

[OCNペイオン利用規約](#)

[OCN モバイル対応端末機器の取扱いに関する規約](#)

～2022年5月1日

2022年5月2日～

[あんしんモバイルパックサービス利用規約](#)

[おまかせマルチパック（F）サービス利用規約](#)

[OCN for ドコモ光専用 ホームネットセキュリティオプション利用規約](#)

[\(注2\) 2に規定する当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由とは次に掲げるものとします。](#)

[\(1\) 当社のサービスの仕様又は技術上の都合によりインターネットによる料金明細を確認できないとき](#)

[\(2\) 点字請求書の発行等社会通念上やむを得ないと認められるとき](#)

[\(3\) 請求書等が不達であるとき](#)

[\(4\) 請求書等の情報に変更が生じたとき](#)

[2 料金額](#)

区 分	単 位	料金額
請求書等発行手数料	1の請求書につき	150円（165円）
	1の口座振替通知書につき	100円（110円）
請求書等再発行手数料	1の再発行の請求につき	500円（550円）

[第9 SIMカード手配料](#)

[1 適用](#)

区 分	内 容
---------------------	---------------------

～2022年5月1日

2022年5月2日～

S I Mカード手配料の適用

第2種契約者(タイプ6-3のコース1のメニュー1に係る者に限ります。)に貸与する1の契約者カードごとに適用します。

2 料金額

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>S I Mカード手配料</u>	<u>1の契約者カードごとに</u>	<u>394円</u> <u>(433.4円)</u>

備考

- 1 第2種契約者(タイプ6-3のコース1のメニュー1のものに限ります。)の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月にS I Mカード手配料の支払いを要します。
- 2 第15条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除を行った場合は、この欄に規定する料金を適用せずに、株式会社N T Tドコモが定める卸携帯電話サービス契約約款に定めるU S I Mカードの貸与に係る費用を適用します。

第4表 (略)

第4表 (略)